

香川県報



号外

平成 16 年

7月25日(日曜日)

目次

ページ

選挙管理委員会告示

- 香川海区漁業調整委員会委員選挙の期日 一
- 香川海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長及びその職務代理者の選任
- 香川海区漁業調整委員会委員選挙において用いる投票用紙の様式
- 香川海区漁業調整委員会委員選挙において用いる投票用紙等に押すべき印
- 香川海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の日時及び場所
- 香川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示
 - 香川海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

選挙管理委員会告示

- 香川県選挙管理委員会告示第八十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、香川海区漁業調整委員会の委員の任期満了に伴う一般選挙を平成十六年八月三日に執行する。

平成十六年七月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県選挙管理委員会告示第八十八号

平成十六年八月三日執行の香川海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定によ

り、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

平成十六年七月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

選挙	選挙長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
一	高松市香西本町六六六番地	新開 義男	高松市浜ノ町三八番一九号	北野 広治

香川県選挙管理委員会告示第八十九号

平成十六年八月三日執行の香川海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十六年七月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

投票用紙の様式（白色の用紙に黒色のインクで印刷する。）

香川海区漁業調整委員会委員選挙投票

○ 注意

町選挙管理委員会

- 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。
- 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。

候補者氏名
(名 称)

●香川県選挙管理委員会告示第九十号

平成十六年八月三日執行の香川海区漁業調整委員会委員選挙において用いる投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、市町選挙管理委員会の印とする。

平成十六年七月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

●香川県選挙管理委員会告示第九十一号

平成十六年八月三日執行の香川海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年七月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 日 時 平成十六年八月四日 午後三時

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

香川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示

●香川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第一号

平成十六年八月三日執行の香川海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定による選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年七月二十五日

香川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長

新 開 義 男

一 日 時 平成十六年八月一日 午前十時

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

平成十六年七月二十五日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています